

## 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する概要

### 1. 水生生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定

今般、平成 21 年 7 月 21 日の中央環境審議会水環境部会（第 20 回）においてなされた答申（「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 3 次答申）」（中環審第号））に基づき、10 河川水域及び 4 湖沼水域について類型指定を行います。

#### 別表第 3（告示別表 2 の 1 の (1) のイ 関連）

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間
相模川水系の相模川	相模川（1）（小沢頭首より上流に限る。）	生物 A	イ
	相模川（2）（小沢頭首より下流に限る。）	生物 B	イ
富士川水系の富士川	富士川上流（笛吹川合流点より上流に限る。）	生物 A	イ
	富士川下流（笛吹川合流点より下流に限る。）	生物 B	イ
天竜川水系の天竜川	天竜川上流（鹿島橋より上流に限る。ただし、佐久間ダム貯水池（佐久間湖）（全域）を除く。）	生物 A	イ
	天竜川下流（鹿島橋より下流に限る。）	生物 B	イ
木曾川水系の木曾川	木曾川（1）（中濃大橋より上流に限る。ただし、味噌川ダム貯水池（奥木曾湖）（全域）を除く。）	生物 A	イ
	木曾川（2）（中濃大橋より下流に限る。）	生物 B	イ
木曾川水系の揖斐川	揖斐川上流（岡島橋より上流に限る。ただし、横山ダム貯水池（奥いび湖）（全域）を除く。）	生物 A	イ
	揖斐川下流（岡島橋より下流に限る。）	生物 B	イ
木曾川水系の長良川	長良川（1）（藍川橋より上流に限る。）	生物 A	イ
	長良川（2）（藍川橋より下流に限る。）	生物 B	イ
淀川水系の淀川	淀川（全域）	生物 B	イ
淀川水系の神崎川	神崎川（安威川及び猪名川を除く。）	生物 B	イ
淀川水系の猪名川	猪名川（1）（ゴルフ橋（虫生地点）より上流に限る。）	生物 A	イ
	猪名川（2）（ゴルフ橋（虫生地点）より下流に限る。）	生物 B	イ
淀川水系の木津川	木津川上流（久米川合流点より上流に限る。）	生物 A	イ
	木津川下流（久米川合流点より下流に限る。）	生物 B	イ

#### 別表第 5（告示別表 2 の 1 の (2) のウ 関連）

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間
天竜川水系の天竜川	佐久間ダム貯水池（佐久間湖）（全域）	湖沼生物 A	イ

木曾川水系の木曾川	味噌川ダム貯水池（奥木曾湖）（全域）	湖沼生物A	イ
木曾川水系の揖斐川	横山ダム貯水池（奥いび湖）（全域）	湖沼生物A	イ
淀川水系の琵琶湖	琵琶湖北湖（琵琶湖大橋より北側に限る。ただし、琵琶湖北湖（1）から（3）までに係る部分を除く。）	湖沼生物A	イ
	琵琶湖北湖（1）（別記1の水域）	湖沼生物特B	イ
	琵琶湖北湖（2）（別記2の水域）	湖沼生物特B	イ
	琵琶湖北湖（3）（別記3の水域）	湖沼生物特B	イ
	琵琶湖南湖（琵琶湖大橋より南側に限る。ただし、琵琶湖南湖（1）に係る部分を除く。）	湖沼生物B	イ
	琵琶湖南湖（1）（別記4の水域）	湖沼生物特B	イ

(別記)

- 滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜大辛船溜北側堤防南方 210m の地点（北緯 35 度 30 分 18 秒、東経 136 度 10 分 8 秒）と同地点から西方 50m の地点（北緯 35 度 30 分 18 秒、東経 136 度 10 分 7 秒）を結ぶ線、大辛船溜南防波堤先端と同船溜北西防波堤先端を結ぶ線、塩津港南防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、同町岩熊川河口南方 520m の地点（北緯 35 度 30 分 28 秒、東経 136 度 9 分 46 秒）と同地点から東方 20m の地点（北緯 35 度 30 分 28 秒、東経 136 度 9 分 47 秒）を結ぶ線、水深 3 m の等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖（1））
- 滋賀県東浅井郡湖北町尾上温泉南端の地点（北緯 35 度 26 分 49 秒、東経 136 度 11 分 17 秒）と同地点から南西方 530m の地点（北緯 35 度 26 分 39 秒、東経 136 度 10 分 59 秒）を結ぶ線、今西船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、延勝寺海老江船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、早崎町竹生島神社辺津宮東端の地点（北緯 35 度 24 分 49 秒、東経 136 度 12 分 16 秒）と同地点から南西方 355m の地点（北緯 35 度 24 分 43 秒、東経 136 度 12 分 3 秒）を結ぶ線、水深 3 m の等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖（2））
- 滋賀県高島市新旭町今川河口地点（北緯 35 度 22 分 58 秒、東経 136 度 2 分 14 秒）と同地点から東方 665m の地点（北緯 35 度 22 分 58 秒、東経 136 度 2 分 46 秒）を結ぶ線、新川船溜防波堤先端と同地点から南東方 7 m の地点（北緯 35 度 22 分 32 秒、東経 136 度 2 分 43 秒）を結ぶ線、針江大川船溜北防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、同町針江大川河口南東方 1250m の地点（北緯 35 度 21 分 30 秒、東経 136 度 3 分 50 秒）と同地点から北東方 365m の地点（北緯 35 度 21 分 43 秒、東経 136 度 3 分 58 秒）を結ぶ線、水深 3 m の等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖（3））
- 滋賀県草津市新浜町帰帆北橋北端（北緯 35 度 1 分 0 秒、東経 135 度 54 分 52 秒）と同地点から同橋上南方 200m の地点（北緯 35 度 0 分 53 秒、東経 135 度 54 分 47 秒）を結ぶ線、同地点と矢崎帰帆島北岸を結ぶ水深 3 m の等深線、矢橋船溜防波堤北端と同地点から南東方 75m の地点（北緯 35 度 0 分 27 秒、東経 135 度 55 分 14 秒）を結ぶ線、

同防波堤南端と同地点から南東方 70m の地点（北緯 35 度 0 分 25 秒、東経 135 度 55 分 10 秒）を結ぶ線、同町近江大橋の東端（北緯 34 度 59 分 49 秒、東経 135 度 54 分 24 秒）と同地点から同橋上西方 230m の地点（北緯 34 度 59 分 50 秒、東経 135 度 54 分 16 秒）を結ぶ線、同地点と矢崎帰帆島西岸を結ぶ水深 2.5m の等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖南湖（1））

## 2. 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の改正

従来、特別域はそれぞれ成体の水生生物等が生息する水域の中に存在すると考えられていたが、今般、湖沼について生物 A の水域においても生物 B の特別域が存在することが判明したため、同様の事案が想定される河川とあわせて、生物 A の水域内において、生物特 B の水域の指定を行えるよう、所要の改正を行います。

生物 A	(略)	生物 A	(略)
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物 B	(略)	生物 B	(略)
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	生物特 B	<b>生物 A 又は生物 B の水域</b> のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域